



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 要人往来（沖縄要人来日、訪米）（46.5.21～22   外務省外交史料館レファレンス番号：H220427）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(2)No.1   公開日：平成22年11月26日   外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(16)   CD・DVD番号：H22-004
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43314">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43314</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

46

1

5

.

21

]

22



ソカ  
 政事外外職官  
 務務典房  
 次次  
 官官審審長長  
 機機入電厚計  
 書書文會營給  
 調査長  
 領移長  
 参企析調  
 参領旅移

ア  
 中東  
 長北東西  
 米長  
 参北北保  
 中南審  
 参一二  
 欧  
 参西東洋  
 長西東

近ア長  
 参書近ア  
 経次総経国資  
 長参質統国万  
 経参政按二  
 協長国一理  
 参条協規  
 長国参政経科  
 長博長  
 参道内外  
 文長  
 一二

注意 部の内 号)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

66

電信写

総番号(TA) 25341  
 71年5月20日18時15分 神 綴 発着 米北  
 71年5月20日18時17分 本 省 着 米北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ヤラ主席の上京(要請書)

第545号 略 至急 (優先処理)

往電第537号に関し

ヤラ主席が持参する要請書の内容別電の通り。

なお、本件要請書の写しはおきなわ事務局が内々に入手せるものにつきその取扱いに御注意願いたい。

(了)

(5. 4 夜 18:45)

ソカ  
 大政事外外  
 務次 典房  
 臣官官審審長長  
 備録人電厚計  
 書文会營給  
 調査長  
 領移長  
 参企析調  
 参領旅移  
 ア 参地中東  
 長 北東西  
 参北北保  
 中南審  
 参一三  
 欧 参西東洋  
 長 西東  
 近ア 参書近ア  
 長経 次総経国資  
 長経 参賀統国万  
 参政技二  
 国一理  
 参条協規  
 長国 参政経科  
 長情 参軍社專  
 長文 参内外  
 一二

注意 (部の内 号)

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

1302

総番号(TA) 25373  
 71年 5月 20日 19時35分  
 71年 5月 20日 20時01分  
 主管 北北  
 本 省 着

外務大臣殿 高橋 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ヤラ主席の上京 (要請書)

第546号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第545号別電

1. 終戦以来終始そ国への復帰を念願し、いつの日にか復帰が現実の問題となることを固く信じ、既に10数年前にこの日あるを想定し、教育基本法の前文に日本国民としての教育宣言を法文化せしめるべく努力した私にとつて、返かん協定の中間報告がなされるに至つたことは、願みて誠に感深いものがあります。ここに至るまでの御努力ご苦労に存じます。

2. 発表されました内容はまさに中間報告であり、アイチ外務大臣もことわつておられますとおり、具体的内容にとほしく、けん民の要望も十分には反えいされておられません。協定締結には未だ日にちもあり、引き続き交渉してもらねばならない諸点について、けん民を代表し率直に意見を申し上げます。

しかし、返かん協定はおきなわの歴史にも日本の歴史にも重大な影響を及ぼすものである以上、最後の最後までけん

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

民の要望がよりよく反えいされるため、時間をかけてつめていかれるご努力を続けていただくよう強く要望申し上げます。

3. 先づ第1に、おきなわは平和条約第3条に基づき施政権が米国に委ねられたことにより、米国のし意のままにぼろ大な基地が建設されております。従つて施政権が放棄されれば、その施政権のもとにきずかれた基地も米国は当然整理縮小して然るべきかと思ひます。それが整理縮小を意味するのか、あるいは基地機能は維持したまま合理化を意味するのか、また基地密度はどうなるのか、その態様はつきり致しません。従つて、基地については質の本土なみにとどまらず、規模の縮小についても強力に対米交渉を進められ、その態様を具体的に明らかにするよう要請致します。

4. 次におきなわの基地が本土なみに安保条約や地位協定の適用を受け「核ぬき、本土なみ」になるということについてであります。 (1) 本土なみということと基地の密度や機能との関連。 (2) 核の存否は不明であるというのに「核ぬき」をいかに確認するか。 (3) 核の持ち込み。基地の自由使用等が事前協議の対象となつたとき、おきなわの基地が性格的にも異なると思われる本土の基地と果して同様の取扱いが出来るかどうか。 (4) 米国は基地機能は

ソカ  
カ  
大政事外外  
務次典房  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会營給

調査長  
領移長  
参企析調  
参領旅移

テ  
参地中東  
長北東西  
参北保  
中南審  
欧参西東洋  
長西東

近ア長経  
参書近ア  
次総経国資  
長経協長条  
参政統四万  
参政技二  
国一理  
参条協規  
長国  
参政経科  
軍社專  
長情長文長  
参情内外  
一二

部の内 号)

1362

総番号(TA) 25373  
71年 5月 20日 19時 35分 申 綴 発 北  
71年 5月 20日 20時 01分 本 省 着 北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ヤラ主席の上京(要請書)

第546号 略 至急 (ゆう先処理)

往電第545号別電

1. 終戦以来終始そ国への復帰を念願し、いつの日にか復帰が現実の問題となることを固く信じ、既に10数年前にこの日あるを想定し、教育基本法の前文に日本国民としての教育宣言を法文化せしめるべく努力した私にとって、返かん協定の中間報告がなされるに至ったことは、顧みて誠に感深いものがあります。ここに至るまでの御努力ごく労に存じます。

2. 発表されました内容はまさに中間報告であり、アイチ外務大臣もことわつておられますとおり、具体的内容にとほしく、けん民の要望も十分には反えいされておられません。協定締結には未だ日にちもあり、引き続き交渉してもらわねばならない諸点について、けん民を代表し率直に意見を申し上げます。

しかし、返かん協定はおきなわの歴史にも日本の歴史にも重大な影響を及ぼすものである以上、最後の最後までけん

民の要望がよりよく反えいされるため。時間をかけてつめていかれるご努力を続けていただくよう強く要望申し上げます。

3. 先づ第1に。おきなわは平和条約第3条に基づき施政権が米国に委ねられたことにより、米国のし意のままにぼう大な基地が建設されております。従つて施政権が放棄されれば、その施政権のもとにきずかれた基地も米国は当然整理縮小して然るべきかと思ひます。それが整理縮小を意味するのか、あるいは基地機能は維持したまま合理化を意味するのか、また基地密度はどうなるのか、その態様がはつきり致しません。従つて、基地については質の本土なみにとどまらず、規模の縮小についても強力に対米交渉を進められ、その態様を具体的に明らかにするよう要請致します。

4. 次におきなわの基地が本土なみに安保条約や地位協定の適用を受け「核ぬき、本土なみ」になるということについてであります。 (1) 本土なみということと基地の密度や機能との関連。 (2) 核の存否は不明であるということに「核ぬき」をいかに確認するか。 (3) 核の持ち込み、基地の自由使用等が事前協議の対象となつたとき、おきなわの基地が性格的にも異なると思われる本土の基地と果して同様の取扱いが出来るかどうか。 (4) 米国は基地機能は

ナ  
カ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

低下させないとたびたび表明しているが、事前協議で本土なみに規制できるかどうか、これらの諸点をぜひ明らかにしていただきたい。

5. 次に、今関心の的となつている問題はV O A等の特殊放送施設、第7心理作戦部隊等の特殊部隊ならびに日R7 / てい察機等の取扱いについてであります。このような特殊施設がおきなわに存在することはすでに本土なみ基地と質的に異なるものであり、従つて海外からの基地評価もおのずから異つてきます。おきなわの基地が他国から疑わくや不安、危ぐ感をもつて評価されればそれに即しておきなわ基地は不安と危険の度を増します。基地不安が、復帰しても相変らずおきなわにしわよせされて残ることは納得できません。またわが国全体に対しても不安感を大きく与えることになりましょう。したがつてかかる特殊施設は安全に撤去させることを要求致します。

6. 次にけん民の最大の関心事は請求権であります。「1 / 945年の米軍占領以来米軍ならびに米合衆国政府の法令または米合衆国要員等の行為によりけん民に与えた損失については、けん民の請求権を認め、復帰の時までに補償のなされないものについては、本土政府が責任をもつて補償する措置を講ずること。」がすでに立法院でも決議、要請されています。この請求権の取扱いについては、具体的に

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

明らかにしていただきたい。国会の質疑応答の中で、国として請求権は放棄しても個人としては請求権は残されているという論議がなされていますが、それは余りにも無じひな理論であります。国で放棄されたものが個人の力でどうして取得できますでしょうか。これは到ていけん民の納得出来ないところであり、出来ないことに期待をかけさせるような論議より、可能性と責任のある具体的措置をはつきり示していただきたい。

7. 米国関係資産については、おきなわとしては復帰後はおきなわけんに譲渡さるべきものであるとの考えております。それは施政権者としての米国の当然の政治的責任でもあると存じます。従つて、これら資産の引き継ぎについても重ねての御配慮と受け入れ後のこれら資産の措置についてもさらに具体的に明らかにしていただくよう要請致します。

8. おきなわの返かんは国としてもけんとしても歴史的な大事業であります。平和日本の発展の一歩であり、新生おきなわの出発点でもあります。返かん協定の内容にけん民の主体的意志を大きく盛り込まれるばかりでなく、社会、経済の開発についてもばつ本的な対策をたてていただき、しかもけん民のふくしの要石となるようなおきなわの地位を打ち立てていただきたいと思ひます。戦後、外国の手段

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

的地位を余ぎなくされてきたおきなわは、この復帰の大転換期にこそ、おきなわがあくまでもけん民ふくし第/義の要石としての地位を取りもどし、そしておきなわの存在意義に大きな価値転換をもたらしていただきたい。

ここにお願ひしたことは、ただ単におきなわの経済的開発のみでなく、20数年間一身に国民的じゆうじかをになつてたえしのんできたおきなわ95万けん民の、金や物では絶対にかえることのできない至上の価値、即ちけん民のふくし開発のために、高い政治次元に立たれ、けん民が主人公となり得るモデル的な新生おきなわの建設にお力をかしてくださつて、それを直ちに具体化していただきたい。

9. 最後に自衛隊の件で要請申し上げます。

情報によると復帰とともに一挙に多数の自衛隊が配置されるとのこととあります。自衛隊と米軍隊とは機能も性格も異なるのではないかと思います。その自衛隊の一時に多数米軍隊と同居することにはいろいろ問題があります。多数自衛隊の配置は、おきなわの軍事基地の強化とも受けとられ、また本土自衛隊の性格転換とも解されるのではないかと思います。さらに海外からもそのように評価され、基地に対する不安が大きくなるのではないかと案じられます。またおきなわ基地が米軍と自衛隊との共同管理のようになり、基地は整理縮小どころか、むしろ本土の基地がおきな

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

わにしわよせされる印象も与え、いよいよおきなわが基地の要石的役割を果たすことになりかねません。従つて、基地のないおきなわとして復帰したいと念願していたおきなわけん民のひさんな戦場体験による機微な感情、また長い間の米国の占領行政下でつちかわれてきた複雑なる政治情勢もごけん察になり、復帰と同時に自衛隊を配置する措置をとらないよう政治的御配慮を要請申し上げます。

いろいろと申し上げましたが、更に結びとして一言付言致します。

本土側から見ておきなわけん民の心情、行動について理解にくるしむなどの声を聞くことがありますが、私達けん民は復帰に伴つて一諸にどくガスをそ国日本に持ち込みたくない、核兵器を持ち込みたくない、また戦争につながる諸要因を持ち込みたくないという気持と、また復帰という時点でおきなわの将来の平和とゆたかさを国の責任で保証していただきたいという気持から、いろいろの要求をしているものです。

こうしたけん民の心の機微をとらえてくださつて重ねてご配慮をお願いします。

(了)

(字 午後済 21:05)